

第1回公立保育所のあり方懇話会 次第

日 時：令和6年12月11日（水）午後7時～
開催方法：オンライン開催

1 開会

2 協議事項等

- (1) 懇話会について
- (2) 座長・職務代理者の選出について
- (3) 会議の公開の取扱いについて
- (4) 「公立保育所の今後の基本的方向」の見直しについて
- (5) その他

3 閉会

以 上

<配付資料>

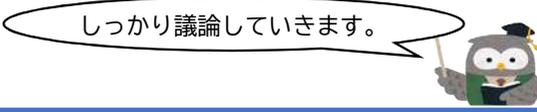
- 資料1：公立保育所のあり方懇話会 委員名簿
- 資料2：「公立保育所のあり方懇話会」とは
- 資料3：公立保育所のあり方懇話会設置要綱
- 資料4：会議の公開の取扱いについて（案）
- 資料5：公立保育所のあり方懇話会傍聴取扱要領
- 資料6：市民意見聴取に係る施策の概要
- 資料7：政策形成プロセス計画書
- 資料8：「公立保育所の今後の基本的方向（H19策定）」とは
- 資料9：公立保育所が今後果たすべき役割（案）
- 資料10：保育施設等マップ
- 資料11：移管済み保育所一覧
- 資料12：「公立保育所の今後の基本的方向（H19策定）」（概要版、本編）
- 資料13：第4次民間移管計画

公立保育所のあり方懇話会 委員名簿

	役職	団体名等	役職名等	氏名
学識経験者				
1	座長	大阪総合保育大学	児童保育学部 教授	瀧川 光治
2	職務 代理者	常磐会短期大学	幼児教育科 教授	卜田 真一郎
3		武庫川女子大学	幼児教育学科 講師	岡田 朱世
関係団体の代表者				
4		尼崎市法人保育園会	尼崎市法人保育園会 会長 認定こども園いるか保育園 園長	梅本 誠
5		尼崎市私立幼稚園連合会	尼崎市私立幼稚園連合会 副会長 学校法人LABO-K学園 理事長	小西 理
保護者代表				
6		保護者代表	神崎保育園在籍児童の保護者	
7		保護者代表	七松保育園在籍児童の保護者	

(敬称略)

「公立保育所のあり方懇話会」とは



設置目的・今後の進め方

- ・市が平成19年度に策定した「公立保育所の今後の基本的方向」の見直しを行うにあたり、有識者等の意見を聴くために設置。
- ・見直しにあたり、これまで市役所内部で検討した基本的方向の課題を、有識者等の意見を踏まえて成案化を図り、今後の民間移管の進め方を整理。

懇話会の所掌事項

- 1 基本的方向の基本的な考え方の検討
- 2 基本的方向等に盛り込むべき内容の検討
- 3 その他基本的方向の見直しに必要な事項

懇話会の位置付け

- ・一般に懇話会は、「**有識者等の意見を聴取**し、市の行政運営に反映させることを目的に要綱等に基づき設置される会議体」のことをいいます。
- ・「公立保育所のあり方懇話会」は、**市民意見聴取プロセスのステップ2（市民意向調査）**に位置付けます。



・懇話会は、**付属機関（諮問機関）**ではなく、関係者がそれぞれの立場で**市に意見を具申**いただく会議体です。

・そのため、懇話会の中で、公立保育所のあり方に関する**最終的な結論を出すものではありません。**

・また、懇話会のため、**会議体として意見集約することを目的にはしていません。**複数意見があった場合は、そのままご意見として承り、市の内部機関（公立保育所のあり方検討会）に報告のうえ取扱いを検討させていただきます。

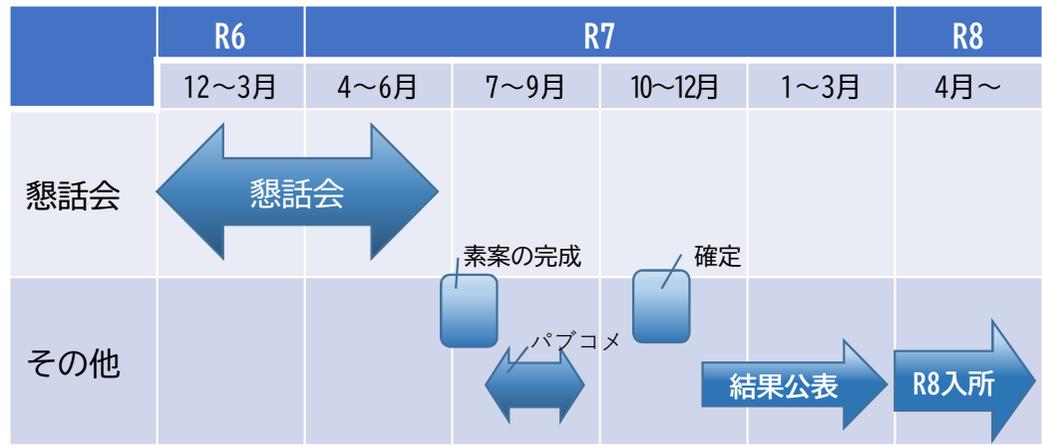
構成員

区分	人数	選出分野
学識経験者	3名	児童福祉等に専門的知見を有する者
関係団体	2名	関係団体(法人保育園会、私立幼稚園連合会)被推薦者
保護者代表	2名	民間移管を経験した保護者又は公立保育所の保護者

会議の運営（案）

- ・会議は原則ZOOMによる**オンライン開催**。
- ・会議は**原則公開**。傍聴は市役所の会議室にて。**議事録(要旨)**も**市HP**に掲載。

スケジュール（懇話会関係）



公立保育所のあり方懇話会設置要綱

(設置)

第1条 現行の「公立保育所の今後の基本的方向（以下「基本的方向」という。）」の見直しと今後の民間移管の進め方の整理に当たり、昨今の保育環境を取り巻く社会情勢の変化や地域における保育ニーズの変化を踏まえ、公立保育所の担うべき役割について改めて整理を行うとともに、多様化する保育ニーズへの対応や保育環境の改善、保育の質の向上を効率的かつ確実に進めていくことを目的として、公立保育所のあり方懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 基本的方向等の基本的な考え方に関すること
- (2) 基本的方向等に盛り込むべき内容に関すること
- (3) その他基本的方向等の見直し等について必要な事項

(構成)

第3条 懇話会は、委員7人以内で構成する。

2 懇話会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 別に定める関係団体から推薦を受けた者
- (3) 尼崎市立保育所に入所している児童の保護者又は「第4次保育環境改善及び民間移管計画」の対象施設において、公立保育所と民間移管園のいずれにも児童を通わせた経験を持つ保護者

(任期)

第4条 委員の任期は2年を超えない範囲内で第2条に定める所掌事項の審議が終了するまでの期間とする。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 懇話会は、座長が招集する。

(会議)

第7条 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第8条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇話会に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、公立保育所の民間移管を所掌する部署において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について、必要な事項は、座長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月16日から適用する。

(招集の特例)

2 最初に招集される懇話会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(案)

会議の公開の取扱いについて

1 会議の公開について

会議は、原則として公開する。ただし、議事内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開にすることができる。

- (1) 個人情報に関する事項
- (2) 法人等に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある事項
- (3) 公にしないことを条件に提供された情報に関する事項
- (4) その他公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある事項

2 会議の傍聴について

会議の傍聴に関する取扱いは、公立保育所のあり方懇話会傍聴取扱要領の定めるところによる。

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券交付申込書に必要事項を記載し、会議の開催時刻の10分前までに申し込まなければならない。
- (2) 傍聴申込者の数が傍聴席の数を超える場合には、抽選とする。
- (3) 傍聴席の数は、10席を限度とし、懇話会の会議の開催場所の規模等を勘案して座長が決める。
- (4) 傍聴人は、座長が許可した場合を除き、会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。
- (5) 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
- (6) 傍聴人が前2号に違反するとき、又は懇話会の会議において非公開の議事が協議されるとき、座長は、傍聴人に退場を命ずることができる。

3 会議資料の公開について

会議資料は、原則として公開する。ただし、座長が非公開が適当であると認める場合には、その全部又は一部を非公開にすることができる。

4 議事録の公開について

座長は、会議の議事要旨（非公開の議事内容を除く）を作成し、発言者名を伏せて、これを公開するものとする。

以 上

(案)

公立保育所のあり方懇話会傍聴取扱要領

1 目的

この要領は、公立保育所のあり方懇話会設置要綱第10条の規定に基づき、公立保育所のあり方懇話会（以下「懇話会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴の取扱い

(1) 懇話会の会議は、傍聴することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部の傍聴を認めないことができる。

- ① 個人情報に関する事項の審議
- ② 公にしないことを条件に提供された情報に関する事項の審議
- ③ その他公開することにより、中立かつ公正な審議に支障をきたすおそれがある場合

(2) 懇話会の会議の全部又は一部の傍聴を認めない決定は、次のいずれかによる。

- ① 会議の開催日のおおむね1週間前までに座長が委員から可否を聴取し、委員定数の過半数によりこれを決する。ただし、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- ② 会議の議事中に座長又は委員から発議があった場合は、討論を用いなくて懇話会に諮って決する。

3 傍聴の手続き

(1) 懇話会の会議を傍聴しようとする者は、公立保育所のあり方懇話会傍聴券交付申込書（別記様式。以下「傍聴券交付申込書」という。）に住所、氏名を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

(2) 傍聴券交付申込書の受付は、会議の開催時刻の10分前まで行う。この場合において、傍聴申込者の数が傍聴席の数を超えるときは、抽選により、傍聴券の交付を受ける者を決するものとする。

(3) 傍聴席の数は、10席を限度とし、懇話会の会議の開催場所の規模等を勘案して座長が決める。

(4) 傍聴券の交付を受けた者は、係員に当該傍聴券を提示し、その指示に従うものとする。

4 写真等の撮影及び録音等の禁止

傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ座長の許可を得なければならない。

5 傍聴することができない者

(1) 次のいずれかに該当する者は、懇話会の会議を傍聴することができない。

- ① 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- ② 酒気を帯びていると認められる者

- ③ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - ④ はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - ⑤ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
 - ⑥ ラジオ、拡声器、無線機の類を携帯している者
 - ⑦ その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると座長が認めた者
- (2) 児童及び幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者等が随伴し、かつ、傍聴席において静穏な状態を維持できるものと座長が認めた場合は、この限りでない。

6 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、傍聴席にあるときは、係員の指示に従い、次の事項を守らなければならない。
- ① みだりに傍聴席を離れないこと。
 - ② 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
 - ③ 私語、談話、拍手等をしないこと。
 - ④ 飲食をしないこと。
 - ⑤ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 座長は、傍聴人が前項のいずれかに違反したときは、その者に対して退場を命じることができる。

以 上

NO _____

傍 聴 券 交 付 申 請 書

令和 年 月 日開催の公立保育所のあり方懇話会の会議を傍聴したいので、申請
します。

なお、会議傍聴の際は、すべて係員の指示に従います。

令和 年 月 日

公立保育所のあり方懇話会座長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

..... (印)

NO _____

傍 聴 券

令和 年 月 日開催の公立保育所のあり方懇話会の会議の傍聴を認めます。会議
室への入退場の際には、係員にこの券を提示し、その指示に従ってください。

公立保育所のあり方懇話会座長

市民意見聴取に係る施策の概要

案件名： 『公立保育所の今後の基本的方向』の見直しについて

(副題)

局課名： こども青少年局 保育児童部 保育管理課

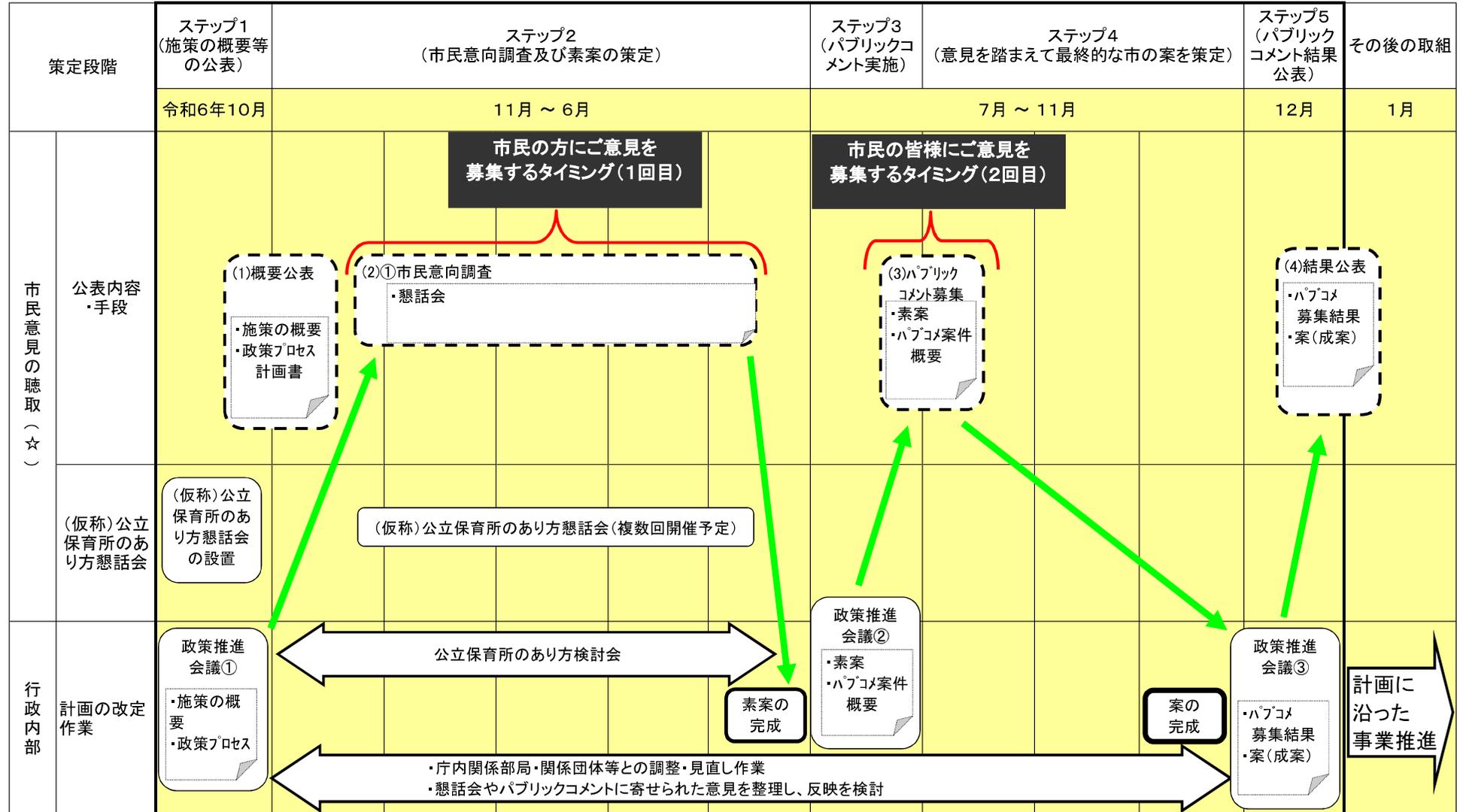
施策の目的	昨今の保育環境を取り巻く社会情勢の変化や地域における保育ニーズの変化を受け、公立保育所の担うべき役割について検討を行い、現行の「公立保育所の今後の基本的方向」(以下、「基本的方向」という。)の見直しと合わせ、今後の民間移管の進め方を整理する。
現状・背景	<ul style="list-style-type: none"> ○平成19年度に策定した基本的方向は策定から15年以上が経過する中、子ども・子育てで家庭を取り巻く環境等も大きく変化している。 ○急速な少子高齢化の中、女性の就労人口の増加や就労形態の変化により、保育に係るニーズも多様化し、保育需要も高まっている。 ○障害児、医療的ケア児の増加・顕在化に伴い、保育施設に期待される役割が深化・拡大している。 ○このような背景を踏まえ、庁内会議体である公立保育所のあり方検討会(以下、「あり方検討会」という。)において、公立保育所が今後果たすべき役割や、再配置する保育所の考え方などを検討している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の基本的方向策定時の想定を上回る保育環境の変化に対応していく必要があり、公立保育所に求められる役割の再整理が必要である。 ○保育所運営が困難な地域に所在する保育所は、民間移管後の保育所運営が困難になると想定される。 ○第4次保育環境改善及び民間移管計画の検証を行い、基本的方向等に反映させる必要がある。
施策の策定にあたっての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的方向の改定にあたっては、保育以外に福祉、教育など様々な分野に影響を及ぼすことから、あり方検討会では構成委員それぞれの立場から意見交換を行い検討を進めた。 ○あり方検討会で議論した基本的方向の課題を、専門的な見地から学識経験者、関係団体のほか保護者代表からの意見を踏まえて成案化を図り、今後の民間移管の進め方を整理する。
意見を聴取するポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○あり方検討会において検討した基本的方向の課題を踏まえ、その素案を策定するにあたり、専門的な見地から学識経験者、関係団体のほか保護者代表から意見を聴取する。 (公立保育所が今後果たすべき役割) <ul style="list-style-type: none"> ・保育の必要性がある子どもの受け入れを保障する役割 ・市の保育水準の維持向上を示す役割 ・保護者及び地域の子育て家庭の支援等を行う役割 ・保育所運営が困難な地域における保育を保障する役割 (再配置する公立保育所の考え方) <ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所が今後果たすべき役割を踏まえた公立保育所の適正規模・適正配置 ・移管選定審査の厳格化
市民意向調査(ステップ2)の実施手法	○令和6年11月以降に学識経験者、関係団体、保護者代表との意見交換を実施する。
お問い合わせ先	<p>こども青少年局保育児童部保育管理課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館2F 電話番号(TEL)06-6489-6439 ファクス(FAX)06-6489-6373 メールアドレス(Eメール) ama-hoikuikaku@city.amagasaki.hyogo.jp</p>

政策形成プロセス計画書

案件名:『公立保育所の今後の基本的方向』の見直しについて

局課名:こども青少年局保育児童部保育管理課

【令和6年10月9日公表】



※市民意見聴取プロセス関連の取組(☆)は、随時、市報や市ホームページなどでお知らせします。

「公立保育所の今後の基本的方向(H19策定)」とは

生活圏を考慮して6つのブロックに分けてます。

民間移管の歴史

- ・本市における公立保育所の民間移管は平成10年度から。
- ・平成21年度以降の民間移管は、平成19年度に策定した「公立保育所の今後の基本的方向」を基に実施。

「公立保育所の今後の基本的方向(H19策定)」の内容

公立保育所の役割

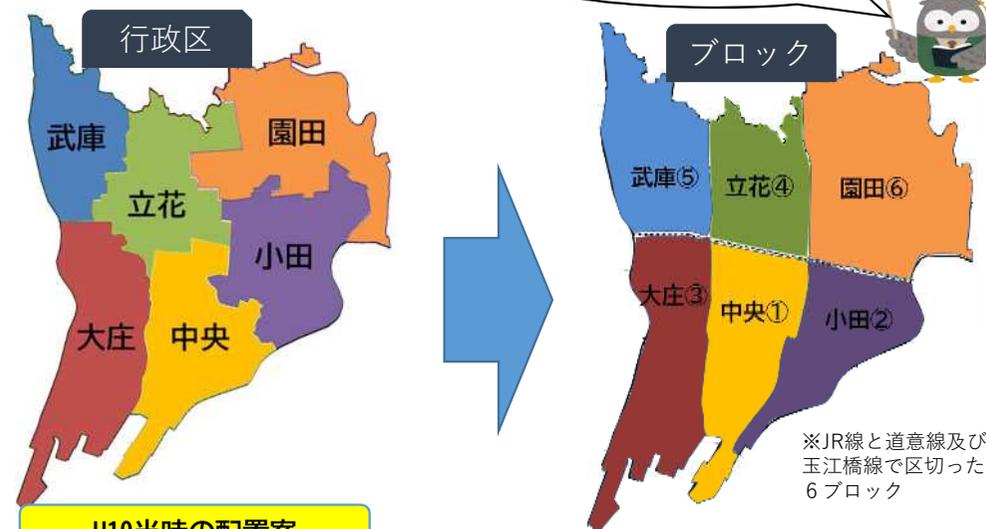
- 1 保育に欠ける子どもの受入を保障する役割
- 2 市の保育水準の維持向上を示す役割
- 3 地域における子育て支援事業の協力・連携機関としての役割

公立保育所の適正規模

- 1 子どもの数の視点
 - ・北部が南部の概ね2倍である点を考慮
- 2 利用者の生活圏の視点
 - ・市域に万遍なく、生活圏も考慮
- 3 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点
 - ・地域の子育て支援機関との連携

【課題点】

- ・基本的方向策定後15年以上が経過し、子育て・保育環境も変化
- ・築地・戸ノ内など保育所運営が困難な地域の保育所が移管対象に
- ・第4次計画の検証結果を踏まえる必要性



H19当時の配置案

	武庫⑤	立花④	園田⑥
公立存続	武庫東(R2) 武庫南(S45)	塚口(H26) 大西(R3)	園田(H24) 次屋(S43)
民間移管	水堂(S49)	—	戸ノ内(S43)
	大庄③	中央①	小田②
公立存続	大庄(S63)	北難波(R3)	杭瀬(S45)
民間移管	今北(S46)	—	西長洲(H4) 南杭瀬(H7) 築地(H12)

※保育所名横の()内は建築年度。

公立保育所が今後果たすべき役割（案）

1 保育の必要性がある子どもの受け入れを保障する役割（医療的ケア児を含む）

近年、保育ニーズの多様化や保育需要が高まっている状況の中、本市では多様な主体が各々の役割のもとで保育を行っています。保育の必要性がある子どもの受け入れについては、公立保育所だけで対応できるものではありませんが、公立保育所が民間の保育施設等と比較して社会経済状況等の影響を受けにくいといった特性を持つことから、安定的に一定数の子どもの受け入れを保障する役割を担っているといえます。また、万が一、民間の保育施設等において不測の事態に伴う突然の休園や廃園等が生じた際、公立保育所では、在籍児童等への影響の出ない範囲での柔軟な対応を行う必要があります。

さらに、特別な支援を必要とする子どもは、少子化の中においても年々増加しており、保育施設等においても、これまで行ってきた障害児保育に加え、医療的ケア児の受け入れを進めていく必要があります。しかしながら、令和6年度当初において、市内で医療的ケア児の受け入れ体制が整っているのは、公立保育所2か所であり、また、民間で医療的ケア児を受け入れている保育施設も2か所という状況です。公立保育所においても「尼崎市保育所における医療的ケア実施ガイドライン」に基づき、医療的ケア児の受け入れを進めていく必要があります。

2 市の保育水準の維持向上を示す役割

公立保育所では、昭和59年に「尼崎市基準保育計画」を作成して以来、国の保育所保育指針の改定と、本市の子どもを取り巻く実態を重ね合わせながら、「尼崎市の保育[※]」の改定に取り組み、子どもの人権や最善の利益のため、長年に渡ってこの「尼崎市の保育」に基づく保育を実践してきました。

さらに、「尼崎市の保育」を民間の保育施設等にも配布することで、市の保育行政の保育水準の向上に寄与しています。

また、平成22年度からは、公立保育所と民間の保育施設等が共通する保育実践上の課題解消を図るため、保育内容の研究や専門研修を行い、保育の質の向上を図り、子どもが健やかに育つ環境や保護者が安心して子育て環境を整えることを目的とした「保育の質の向上事業」も行っています。

さらに、公立保育所において長年かけて培ってきたノウハウや経験をもとに行われる保育は、民間の保育施設等のモデルとして、地域のスタンダードとなっています。令和2年以降の新型コロナウイルス感染症流行期においては、公立保育所における対応事例が、民間保育施設の基本的指針として機能した事例もあります。

また、本市では、外部の研究者等で構成する「学びと育ち研究所」を平成29年度に設置し、子ども一人一人の状況に応じ、学力、豊かな人間性、生活習慣など、実社会を主体的に生き抜く力を伸ばしていくため、多様な実践と中長期的な効果測定を通じた科学的根拠

(エビデンス)に基づく先進研究を行っています。同研究所では、保育施設や幼稚園の環境を評価するエカーズ調査その他の調査を実施し、公立保育所等の協力を得ながら保育環境や就学前教育が認知能力・非認知能力に及ぼす影響を研究しています。こうして得られた研究成果は、報告会や報告書、関係者への研修等を通じて共有しており、得られた知見を将来の政策立案につなげ、保育現場に還元していくことも期待できます。

このように、公立保育所は市の保育行政の方向性に沿った保育水準を確保しながらきめ細かな保育を実践する中で、日々その向上を図っており、引き続き、確保されるべき保育水準を示す役割を担うとともに、民間の保育施設等の基準として、市の保育行政を下支えするものと考えられます。

※「尼崎市の保育」とは、国が示す保育所保育指針の内容や、これまでの日々の保育の実践で蓄積された保育に関する知識・方法・技術を組み入れて作成した冊子で、保育所内での共通理解事項とし、保育の質をより高めるために活用しています。

3 保護者及び地域の子育て家庭の支援等を行う役割

保育所保育指針に基づき、保育施設は、入所する子どもの保護者への支援とともに、地域の子育て家庭に対する支援の役割を担っています。少子化・核家族化が進行する現在、地域社会や家庭において、育児についての知識や経験が乏しい保護者が増える一方、身近に相談相手がなく、子育て家庭が孤立しがちとなっている状況がある中、安心・安全で、親子を温かく受け入れてくれる施設として、保育所の役割はますます重要になっています。

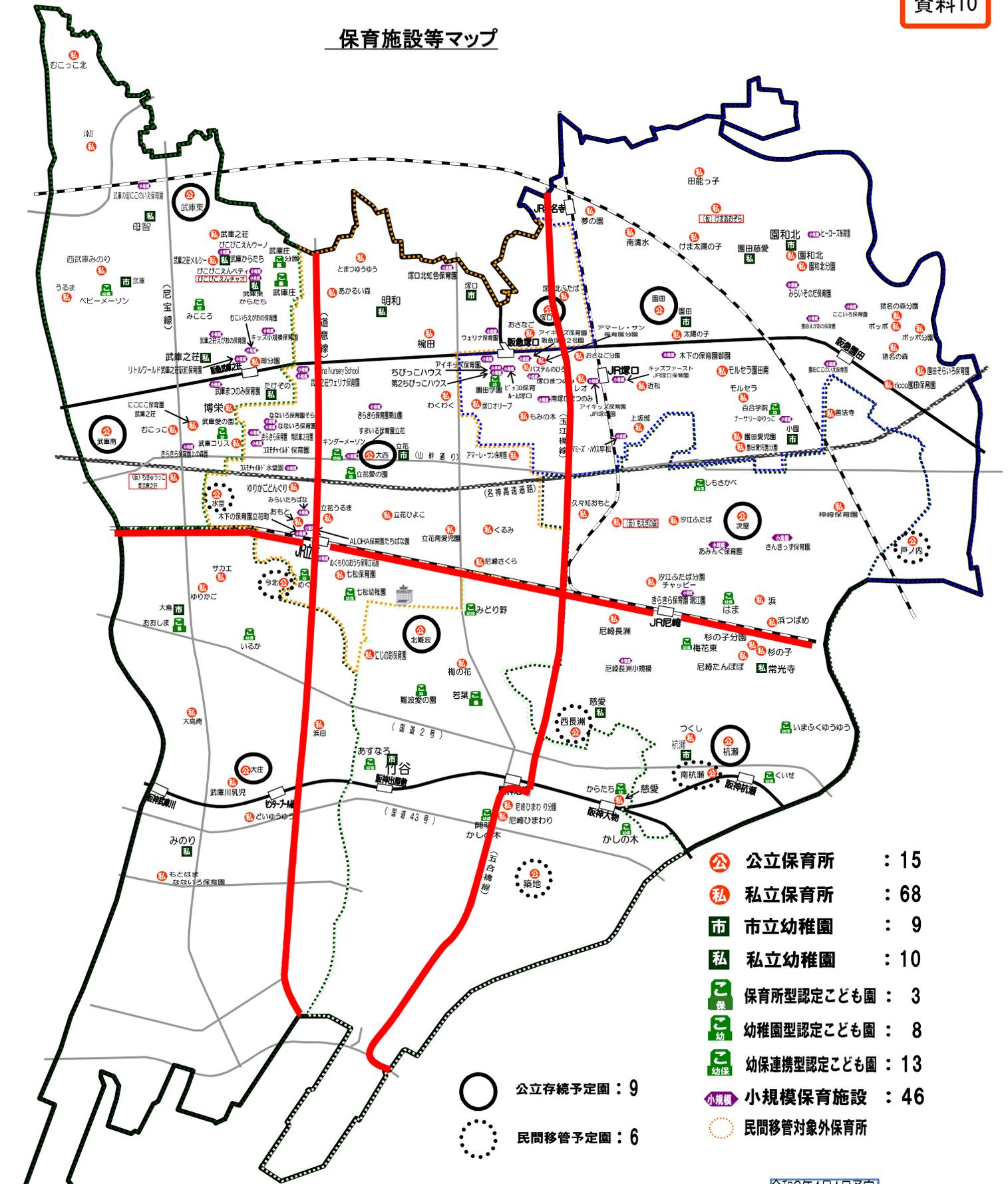
公立保育所においては、子育ての悩みや喜びを共感し、保護者が自信をもって子育てができるように支援を行っています。また、公立保育所が培ってきた子育てのノウハウを地域に提供するため、地域の親子を対象とする保育体験学習事業や園庭開放、育児相談等地域の子育て家庭を支援するための事業も実施しており、こうした役割と機能は将来においても、ますます重要になっていくものと考えられます。

4 保育所運営が困難な地域における保育を保障する役割

現在、全国的に多くの自治体で待機児童が解消され、本市においても将来的に待機児童の解消や保育ニーズのピークアウト（減少）も予想されます。今後も少子化が進む中、子どもの少ない地域においては保育施設の入所数が減少していく可能性は高いと考えられます。

公立保育所においても周辺の子どもの数が少なく、今後、入所数が減少し続ける可能性の高い保育所があります。これらの保育所は、将来的な採算性の観点等から、民間移管の実施が困難になることが想定される一方、近隣に保育施設がなく存続が欠かせないケースもあります。民間による運営が困難な地域でも、保育を必要とする子どもの健全な心身の発達を図るため、今後も公立保育所においては、こうした地域の保育を保障する役割を担っているものと考えられます。

保育施設等マップ



令和6年4月1日予定

移管済み保育所一覧

令和6年4月1日現在

	移管年度	旧保育所名	旧定員	移管法人	施設名	所在地	移管後定員	認定こども園	移管手法	建替手法	
第一次	1	H10	開明	100	樫の木会	開明かしの木保育園 (現、開明かしの木こども園)	開明町3-22	90 (現、98)	移行	鉄筋 無償譲渡(複合施設)	—
	2	H10	園和北	100	あい	園和北保育園	東園田町3-76-16	120 (現、130)	—	鉄筋 無償譲渡(複合施設)	—
	3	H11	竹谷	100	あすなる福祉会	あすなる保育園 (現、あすなるこども園)	宮内町3-141	90 (現、108)	移行	鉄筋 無償譲渡(複合施設)	—
	4	H11	大島南	100	華福祉会	大島南保育園	大庄西町2-26-18	120 (現、130)	—	鉄筋 無償譲渡	—
	5	H12	汐江	100	ふたば福祉会	汐江ふたば保育園	潮江3-3-10	100 (現、120)	—	鉄筋 無償譲渡	—
	6	H12	上坂部	100	未来の会	上坂部保育園	上坂部2-30-23	120	—	鉄筋 無償譲渡	—
	7	H13	武庫之荘	100	ルナーズ	武庫之荘保育園	武庫之荘6-6-18	100 (現、105)	—	鉄筋 無償譲渡	—
	8	H13	東大島	100	いるか福祉会	いるか保育園	大庄北5-21-20	120	移行	鉄筋 無償譲渡	—
	9	H14	浜田	60	真心福祉会	浜田保育園	崇徳院2-116	60	—	鉄筋 無償譲渡	—
	10	H14	立花北	100	坂田福祉会	キンダー・メーション・タチバナ保育園 (現、キンダー・メーション)	上ノ島町3-5-1	100	移行	鉄筋 無償譲渡	—
第二次	11	H16	猪名寺	100	夢工房	夢の園保育園	猪名寺2-4-2	120 (現、126)	—	元々はプレハブ 旧園和北幼稚園を改修	—
	12	H17	武庫北	60	あゆみ福祉会	むこっこ北保育園	西昆陽3-33-1	90	—	プレハブ 建替	移転建替 (旧県警西昆陽待機待機舎跡地)
	13	H17	武庫西	100	真澄会	西武庫みのり保育園	武庫元町2-23-14	120	—	プレハブ 建替	移転建替 (西武庫団地の一部)
	14	H18	東園田	100	あい	猪名の森保育園	東園田町6-91-2	120	—	プレハブ 建替	移転建替 (旧老人福祉センター)
	15	H19	常光寺	60	尼崎たんぼ福祉会	尼崎たんぼ保育園	常光寺1-10-1	60	—	プレハブ 建替	現地建替
第三次	16	H21	今福	100	来夢	いまふくゆうゆう保育園 (現、いまふくゆうゆうこども園)	今福1-2-23	60	移行	プレハブ 建替	移転建替 (市営今福住宅の一部)
	17	H25	長洲	100	勝原福祉会	尼崎長洲保育園	長洲西通1-12-1	100 (現、120)	—	鉄筋 無償譲渡(複合施設)	—
	18	H26	浜	100	阪神共同福祉会	浜保育園	浜2-20-5	100	—	鉄筋 無償譲渡	—
	19	H26	大島	100	西光寺和順会	おおしま保育園	稲葉荘1-6-20	80	—	鉄筋 無償譲渡	—
	20	H26	立花	100	うるま福祉会	立花うるま保育園	立花町1-17-9	110 (現、115)	—	鉄筋 無償譲渡(複合施設)	—
	21	H27	上ノ島	100	いきいきのびのび	わくわく保育園	南塚口8-7-11	105	—	鉄筋 建替	現地建替 ※
	22	H27	尾浜	60	桜谷福祉会	尼崎さくら保育園	尾浜町1-6-20	60	—	鉄筋 無償譲渡	—
	23	H27	道意	75	来夢	どいゆうゆう保育園	道意町5-36	60	—	鉄筋 無償譲渡	—
24	H28	立花南	100	神戸婦人同協会	立花南愛児園	三反田町3-7-6	110 (現、120)	—	鉄筋 無償譲渡	—	
第四次	25	H31	塚口北	40	ふたば福祉会	塚口北ふたば保育園	塚口本町6-10-16	60	—	鉄筋 無償譲渡	—
	26	R2	富松	100	来夢	とまつゆうゆう保育園	富松町3-35-13	120	—	プレハブ 建替	移転建替 (富松幼稚園跡地)
	27	R3	神崎	80	道心	神崎保育園	神崎町27-22	90	—	鉄筋 建替	園庭建替
	28	R4	元浜	60	ルシエンス会	もとはまなないろ保育園	元浜町4-59-1	45	—	プレハブ 建替	現地建替
	29	R5	七松	60	福進福祉会	七松保育園	七松町2-14-1	80	—	プレハブ 建替	現地建替
	30	R6	南武庫之荘	130	光会	ちきゅうつこ南武庫之荘保育園	南武庫之荘11-1-18	135	—	鉄筋 建替	園庭建替

※ 旧上ノ島保育所の敷地の一部及び隣接の市購入地にて建替え。

移管予定保育所一覧

	移管予定年度	現保育所名	現定員	現入所数	移管法人	施設名	現所在地	移管後定員	移管手法	建替手法	
未定	未定	戸ノ内 (S43建設)	70	52	未定	未定	未定	未定	未定	未定	戸ノ内町6-4-11
		今北 (S46建設)	130	116							西立花町3-14-5
		水堂 (S49建設)	100	96							水堂町2-35-1
		西長洲 (H4建設)	60	57							西長洲町2-33-2
		南杭瀬 (H7建設)	45	41							杭瀬本町3-5-17
		築地 (H12建設)	60	45							築地3-5-22

残る公立保育所一覧

保育所名	定員	現入所数	住所
北難波 (R3建設)	120	112	西難波町6-14-29
杭瀬 (S46建設)	60	42	杭瀬北新町3-16-7
大庄 (H元建設)	60	60	大庄中通5-14-2
塚口 (H26建設)	100	112	塚口本町2-40-1
大西 (R4建設)	120	116	栗山町2-25-18
武庫東 (R2建設)	100	99	武庫之荘8-16-40
武庫南 (S45建設)	100	101	南武庫之荘9-8-10
次屋 (S43建設)	60	64	次屋2-9-5
園田 (H24建設)	100	113	御園1-5-1

公立保育所の今後の基本的方向（概要）

近年の社会経済情勢の著しい変化の中で、少子化の一層の進行など子どもを取り巻く環境の変化を背景に、国では、児童福祉法の改正をはじめ新たな施策が次々と打ち出されている。

この「公立保育所の今後の基本的方向」は、こうした動向等を踏まえ、公立保育所が今後果たすべき役割及びその適正規模について明らかにしたものである。

1 近年の少子化の状況と国等の対応

下降傾向が続く合計特殊出生率は、平成17年には1.25と最低記録を更新した。国では、これまで様々な少子化対策を推進してきたが、特に平成15年の児童福祉法の改正では、すべての子育て家庭への支援を市町村の努力義務として定め、市町村には、その支援について積極的に取り組むための仕組みづくりが求められることとなった。

2 本市の保育の現状と課題

- (1) 本市の就学前児童数は少子化の影響もあり減少傾向にあるが、保育所入所の子どもの数は、逆に増加傾向を示している。今後も保育に欠ける子どもに対しては、保育需要を把握するなかで、その需要に応じたサービスの充実を行っていくことが課題となる。
- (2) 本市の就学前児童のうち、3歳未満児の約80%は在宅の子どもであるが、一般的に3歳未満の子どもについては育児負担が大きいと言われている。こうした在宅の子育て家庭を対象とした地域における子育て支援の仕組みづくりが課題となっている。

3 本市の公立保育所の現状と課題

- (1) 在宅で子育てをする家庭への支援についての期待は高まっており、保育に欠ける子どもに保育を行いながら、地域の子育て支援事業をより一層充実していく必要がある。
- (2) 公立保育所の市法定外負担額の平成16年度決算額は約23億円に上っており、その縮減に努めていく必要がある。
また、長年に渡り培ってきた育児に関するノウハウを活用したサービスを提供していくことも必要である。
- (3) 現在の公立保育所の保育士の年齢構成は、保育士全体の約7割が46歳以上、平均年齢は約48歳であり、定年退職等により2、3年後から職員数が急激に減少していくという課題を含んでいる。
- (4) 施設面においては、老朽化しているプレハブ保育所の建替え等は、早急かつ計画的に進めていかなければならない課題である。

4 公立保育所の主な特徴

公立保育所は、本市における保育水準を一定確保しており、サービス内容は概ね均一であるとともに、地域保健担当等の行政機関と情報共有、連携・協力が容易である。

また、在籍する保育士は公務員であり、60歳定年制度が確立されており、長年の実務経験に基づく知識や技術が概ね備わっている。

5 本市の公立保育所のあり方

(1) 公立保育所が今後果たすべき役割

行政としての基本的責任を果たしていく視点から、私立保育所では担うことが期待しにくい領域については、公立保育所が一定の役割を果たすべきであり、その主なものは次のとおりである。

ア 保育に欠ける子どもの受け入れを保障する役割

今後、直接入所契約等の導入も具体化に向けて動きだしているなかでは、定員充足などによる施設側の正当な理由により契約が不成立になり、入所できないという事態も想定される。

行政としては、こうした子どもについては、可能な限り入所できる体制を整えていく。

また一方では、女性の社会進出の増加や就労形態の多様化等を踏まえ、例えば休日保育や長時間延長保育などニーズは少ないものの現に困っている保護者がいる、しかし採算性の観点等から民間では実施が難しいといった保育サービスの実施を検討していく。

イ 市の保育水準の維持向上を示す役割

公立保育所は、市の保育行政の方向性に沿った保育水準を確保しながら、保育を実践する中で、日々その向上を図っている。

今後は、市全体の保育水準の向上につなげるためにも、私立保育所との合同研修など相互に連携・向上が図れるようなシステムを確立していく。

ウ 地域における子育て支援事業の協力・連携機関としての役割

地域には保育所や幼稚園をはじめ各種の施設、機関が子育て支援に関する事業を展開している。今後は、長年に渡って培ってきた、公立保育所がもつ子育てノウハウを積極的に提供することにより、子育て支援の充実を図る役割を果たしていく。

(2) 公立保育所の役割を果たすために必要な体制等

ア 在宅子育て支援に供する施設の整備

現在の施設では、保育に欠ける子どもを保育するための設備しか確保されていないため、地域の子育て家庭を対象とした支援事業を実施するにあたっては不十分である。

したがって、特にプライバシーの観点から育児相談室の設置などの施設整備を図っていくこととし、これらの施設整備にあたっては、現存する公立保育所を改築、あるいは建替え等の時期に併せて整備することとする。

イ 保育士の年齢構成の適正化

公立保育所が、前述した役割を将来にわたって、果たしていくにあたっては、これまで蓄積してきた保育の実践ノウハウを確実に継承していくため、計画的に、将来の組織維持を念頭に置いた年齢構成の適正化を図っていく。

なお、新規採用にあたっては、特定の年齢層で団塊を形成することがないように配慮しつつ、今後求められる子育て支援にも対応できるよう資質の高い保育士の育成を図っていく。

6 本市の公立保育所の適正規模

(1) 公立保育所の適正規模

本市では、平成5年4月の尼崎市行政改革審議会答申の考え方を基本とし、公立保育所の民間移管を進めてきた。本市が行政の基本的責任を果たすにあたっては、時代の変化やこれに伴う社会的要請とともに、公立保育所に求められる役割も大きく変化してきているなかで、公立保育所の必要数については、一定の整理が必要な時期に来ている。

ア 選定の考え方

(ア) 選定にあたっての3つの視点

① 子どもの数の視点

本市の子どもの分布は、北部が南部の概ね2倍であることから、この比率を勘案する。

② 利用者の生活圏の視点

利用者の立場から、市域にできるだけ万遍なく配置するとともに鉄道や主要幹線道路等で分けられる生活圏の考え方も考慮する。利用にあたっては、施設までの距離的な要素も重要である。

③ 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点

地域で子育て支援事業を展開する施設や機関との協力・連携体制を念頭に置く。

イ 適正規模

公立保育所の適正規模を判断するにあたっては、公立保育所が今後果たすべき役割や選定の考え方及び市域にできるだけ万遍なく配置するという考え方を基本として総合的に判断することとする。

必要となる公立保育所については、利用者の生活圏の視点から、市域をJR東海道線と県道の道意線及び玉江橋線で区分した6つのエリアを基本に置き、これに子どもの数の視点を加味して判断した結果、市域に9か所の公立保育所を万遍なく配置することとし、この規模をもって現時点での公立保育所の適正規模とする。

なお、現存する公立保育所のうち現時点で必要と考える9か所の保育所は次表のとおりである。

市域南部	北難波、杭瀬、大庄
市域北部	塚口、大西、武庫東、武庫南、次屋、園田

このほかの公立保育所については、鉄筋コンクリート造りの保育所及びプレハブ保育所の個々の実情に応じた手法を用いて民間移管を実施し、公立保育所全体の構築を行うものとする。

(2) 公立保育所の構築に向けて

前述の適正規模に至るまでの間においても、公立保育所としての役割を果たせるよう、必要な体制等の整備を行うこととし、これと併せ、年次的、計画的に民間移管を進めるといった公立保育所全体の構築を実施していく。このため、別途、3～4年を1サイクルとする構築に係る短期計画を策定し、推進することにより適正規模に到達させるものとする。

公立保育所の今後の基本的方向

尼 崎 市

－ 目 次 －

はじめに

1	近年の少子化の状況と国等の対応	1
(1)	少子化の現状とその影響	1
(2)	少子化の要因と背景	2
(3)	少子化への対応（基本的な考え方）と国等の動向	2
(4)	保育行政・保育所入所状況について	6
2	本市の保育の現状と課題	7
(1)	就学前児童数の推移と保育需要等	7
(2)	就学前の年齢別子育て家庭の状況と在宅の子ども	9
3	本市の公立保育所の現状と課題	10
(1)	特別保育事業等の取り組み	10
(2)	運営経費	10
(3)	職員配置基準及び保育士の年齢構成等	11
(4)	施設の老朽化と保育環境改善事業	11
4	公立保育所の主な特徴	12
(1)	サービスの提供に関する特徴	12
(2)	職員（保育士）に関する特徴	12
(3)	職員（保育士等）の有効活用	12
5	本市の公立保育所のあり方	12
(1)	公立保育所が今後果たすべき役割	13
(2)	公立保育所の役割を果たすために必要な体制等	14
6	本市の公立保育所の適正規模	15
(1)	公立保育所の適正規模	15
(2)	公立保育所の構築に向けて	17

1 近年の少子化の状況と国等の対応

近年、少子化が進むなかで、児童福祉法が改正されるとともに、社会福祉制度の基礎構造そのものの改革が行われるなど、子どもやその保護者を取り巻く状況が著しく変わりつつある。

この急激な転換期においては、社会情勢や国等の施策の動きなどを的確にとらえ、今後ともその方向を見極めていく必要がある。

(1) 少子化の現状とその影響

我が国の出生数は、昭和25年頃から急速に低下を始め、昭和37年から48年にかけて、一旦増加に転じたものの、昭和49年から再び減少し始め、現在に至っており、第1次ベビーブームの頂点（昭和24年）で約270万人だった出生数が、平成17年は過去最小の約106万人まで減少している。

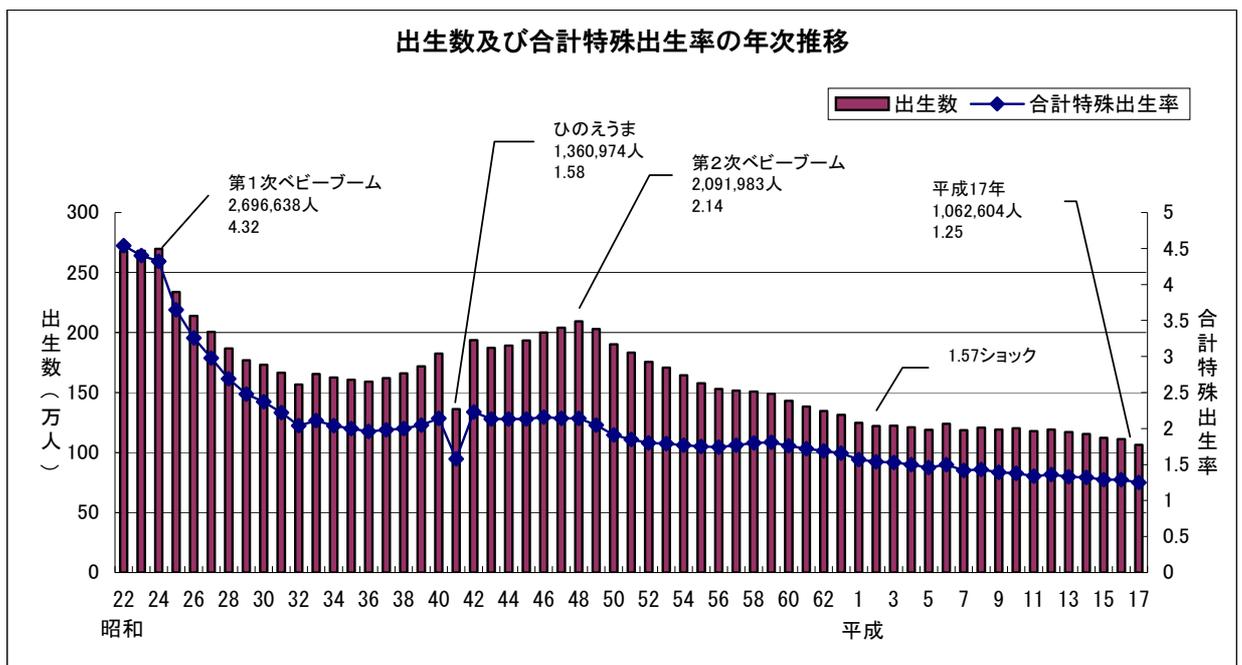
また、平成17年における、出生数から死亡数を引いた「自然増加数」は、統計を取り始めた1899年（明治32年）以来初の減少となるマイナス2万1千人であり、平成17年が「人口減少元年」となった。

合計特殊出生率（注*1）は、昭和24年には4.32であったが、平成2年のいわゆる「1.57ショック」（注*2）を経て、その後も下降を続け、平成17年では、1.25となっている。（グラフ①参照）

（注*1）合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の平均子ども数をいう。

（注*2）平成2年の合計特殊出生率は、迷信から出産を控えられている丙午の年（昭和41年）の1.58を下回ったことから「1.57ショック」と呼ばれている。

グラフ①（厚生労働省 平成17年 人口動態統計月報年計（概数）の概況から）



少子化が社会に与える主な影響として、旧厚生省人口問題審議会等において、概ね次のことが指摘されている。

- ① 労働力人口が減少し、経済成長を制約するおそれがある。
- ② 現役世代の負担が増大するとともに手取り所得が低迷する。
- ③ 子どもの健全な成長を妨げるおそれがある。
- ④ 福祉サービスや医療保険の制度運営など住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になることが懸念される。

(2) 少子化の要因と背景

従来、少子化の主な要因は、未婚化、晩婚化であると言われてきたが、平成14年1月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が現れている。

平成16年6月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、少子化進行の背景として、

- ① 若年失業者やフリーターの増大など、若者が社会的に自立することが難しい社会経済状況があること
 - ② 結婚や出産は個人の決定に基づくものであるといった結婚に対する考え方が変化してきていること
 - ③ 出産を希望しても仕事と子育ての両立の困難からあきらめるといった状況があること
 - ④ 家族の多様化、小規模化が進むなかで、家庭で子育てに当たる親には子育ての負担を一人で抱え込むことや社会活動を制限されることなどに対する不安が大きく、子どもを生子、育てる上で障壁が大きいこと
 - ⑤ 日本では、父親が育児にかけける時間が世界でも突出して少ないこと
 - ⑥ 子どもが小さいうちは家庭で育てたいと願い退職した者が、良好な再就職の機会に恵まれていないこと
- などが指摘されている。

(3) 少子化への対応（基本的な考え方）と国等の動向

内閣総理大臣主宰による「少子化への対応を考える有識者会議」の提言（平成10年12月）では、若い男女が新たな家庭を築き、子どもを育てていく喜びや楽しさを経験することを困難にしている社会的・経済的・心理的な要因を社会全体の取り組みとして取り除いていくことにより、家庭や子育てに夢をもつことができるような社会とするための環境整備を実行することを求めている。

その後、平成14年9月に厚生労働省が、「少子化対策プラスワン」を発表し、従来の取り組みに加え、もう一段進んだ取り組みとして、これまでの保育に関する施策を中心としたものから、より全体として均衡のとれた取り組みを進めることが必要であるとして次の4つの柱を示した。

- ① 男性を含めた働き方の見直し
- ② 地域における子育て支援
- ③ 社会保障における次世代支援
- ④ 子どもの社会性の向上や自立の促進

これらの考え方は、後の「次世代育成支援に関する当面の取組み方針」（平成15年3月少子化対策推進関係閣僚会議）や、「少子化社会対策大綱」（平成16年6月に閣議決定）へと引き継がれていくことになる。

これらの方針を基本に、国はあらゆる少子化対策を行ってきたが、そのうち、近年の保育制度に関連する主な改革は、以下のとおりである。（詳細は資料1を参照）

ア 児童福祉法の改正（平成9年6月）

（ア） 目的

少子化の進行、夫婦共働きの一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等、児童及び家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てしやすい環境の整備を図るとともに、次代を担う児童の健全な育成と自立を支援する。

（イ） 改正の基本的な考え方

- ① 子どもや保護者を保育所の利用あるいは選択の主体として、法定化及び制度化する。
- ② 保育所や市町村に、良質な保育サービスを柔軟に提供するための取組みを促す。
- ③ 法律等において、市町村や保育所の役割を明記するとともに、児童福祉施設最低基準の改正に伴う規制緩和や特別保育等の補助要件の見直しを図る。

（ウ） 改正のポイント

改正の主な柱は「選択」「情報公開」「コスト」の3点であり、保育所に関する情報公開を十分に行い、これまでの措置制度から利用者が選択するシステムを基本に、利用者の立場に立った多様な保育サービスの供給を促進する仕組みへと見直された。

また、保育料についても、保護者の所得等による応能負担方式から、保育に要するコストをベースに子どもの年齢等に応じた同一サービス・同一料金を基本とする、均一化（応益負担方式）の方向性が打ち出された。

イ 保育所保育指針の改訂（平成12年4月1日）

昭和40年に全国の保育所保育のガイドラインとして作成された保育所保育指針は、平成2年に改訂されたが、平成9年の児童福祉法改正に伴う地域の子育て支援、近年の保育事業の多様化や低年齢児の入所増など、保育を取り巻く環境の急激な変化に対応するため、再度の改訂が行われた。主な改訂内容は次のとおりである。

- ① 新たに地域の子育て支援という役割が明記され、保育に関する相談のあり方や一時保育、延長保育、障害児保育等を実施するときの留意点を示した。
- ② 保育における体罰の禁止や乳幼児のプライバシーの確保の必要性が明記された。
- ③ 発達過程区分の保育内容に、保育士としてどのような姿勢でどのように関わっていくかの視点が明記された。
- ④ 3歳以上の子どもの保育内容と改訂幼稚園教育要領との整合性が図られた。
- ⑤ 低月齢児の保育内容や保健などの充実が図られた。
- ⑥ 今まで以上に保護者との連携・協力が強調された。

ウ 新エンゼルプランの策定（大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治大臣合意）

「少子化対策推進基本方針」において、重点的に実施すべき対策の具体的実施計画をとりまとめたものを基本に策定された取組みプラン（計画期間：平成12～16年度）である。

その主な内容は表①のとおりである。

表① 新エンゼルプラン（具体的実施計画）

目標項目	具 体 策	数値目標	
		H11 年度	H16 年度
支 援 サ ー ビ ス の 充 実 保 育 サ ー ビ ス 等 子 育 て	低年齢児の受け入れ拡大	58 万人	68 万人
	延長保育の推進	7,000 所	10,000 所
	休日保育の推進	100 所	300 所
	乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育）の推進	450 市町村	500 市町村
	多機能保育所等の整備	1,600 所	2,000 所
	地域子育て支援センターの整備	1,500 所	3,000 所
	一時保育の推進	1,500 所	3,000 所
	ファミリーサポートセンターの整備	62 所	180 所
	放課後児童クラブの推進	9,000 所	11,500 所

※ H11 年度の数値は、旧エンゼルプランの目標数値である。

その他、仕事と子育ての両立のため、育児休業制度や職場復帰しやすい制度を整備することや、性別役割分業・職場優先といった企業風土の是正など全部で8つの目標項目を掲げ、取り組んでいくプランとしていた。

エ 社会福祉基礎構造改革

社会福祉の基礎構造全般について抜本的な改革を実行し、強化を図っていく必要性から、平成10年に中央社会福祉審議会が行った「改革の中間まとめ」では、社会福祉基礎構造改革の7つの基本方向を次のように示している。

- ① サービスの利用者と提供者との間の対等な関係の確立
- ② 地域での総合的な支援
- ③ 多様な主体の参入促進
- ④ 質と効率性の向上
- ⑤ 透明性の確保
- ⑥ 公平かつ公正な負担
- ⑦ 福祉の文化の創造

この基本方向に基づき、社会福祉事業、社会福祉法人、福祉措置制度など社会福祉の共通基盤について、今後増大かつ多様化が見込まれる国民の福祉への要求に応じていける体制に改めるため、平成12年に社会福祉事業法から社会福祉法に引き継がれ、社会福祉基礎構造改革の具体化や方向性が示された。

オ 少子化社会対策基本法の制定及び子ども・子育て応援プランの策定

急速に少子化が進展している事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定め、施策を総合的に推進し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として制定された基本法である。

その基本理念は、「家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備すること、社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化に配慮して講ずべきこと」を主旨としている。

国は、この法律に基づき、少子化社会対策会議を設置し、我が国の人口が転換期を迎える今後5年程度をとらえ、集中的な取り組みに踏み出し、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進することを目的に、平成16年6月に、「少子化社会対策大綱」を策定した。

さらに、平成16年12月、この大綱に掲げる4つの重点課題に沿って、平成21年度までの

5年間に講ずる36項目の具体的な施策内容と目標及びそれらの施策の進捗状況が分るよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を提示した「子ども・子育て応援プラン」（計画期間：平成17～21年度）を策定している。（詳細は資料2を参照）

カ 次世代育成支援対策推進法の制定

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策に関し、基本的な事項を定めるとともに、その推進のための措置を講ずるため、制定された時限立法（平成27年3月31日失効）である。

「父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮しなければならない」とする基本理念に沿って国が定める指針に基づき、地方公共団体及び一定数の労働者を雇用する事業主に対し、前期5年、後期5年の行動計画の策定を義務付けることを主な内容としている。

本市においては、平成11年3月に、市民、地域社会、企業、行政が協力し策定した「尼崎市児童育成計画（エンゼルプランあまがさき）」を基盤として、次代を担うかけがえのない子どもたちの輝く笑顔とすこやかな成長を社会全体で実現していくため、平成17年3月に次世代育成支援対策推進行動計画「わいわいキッズプランあまがさき」を策定し、その着実な推進を図ることとしている。（「わいわいキッズプランあまがさき」の体系は資料3を参照）

キ 児童福祉法の改正（平成15年7月）

（ア） 目的及び改正の基本的な考え方

急速な少子化の進行等を踏まえ、すべての子育て家庭における児童の養育を支援するため、市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等に関する規定を整備する等の措置を講ずることにより地域における子育て支援の強化を図る。

（イ） 主な内容

- ① 児童の健全な育成に資するため、子育て支援事業の実施に関し必要な措置を実施することが、市町村の努力義務とされた。
（子育て支援事業の例：
地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳幼児健康支援事業、一時保育事業、特定保育事業、幼稚園預かり保育事業、出産後の保育士等派遣事業）
- ② 市町村は、子育て支援事業に関し情報の提供を行い、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、助言を行うとともに、子育て支援事業の利用のあっせん、調整、子育て支援事業者に対する要請を行うことが義務付けられた。
- ③ 保育の実施への需要が増大している都道府県、市町村は、保育の実施等の供給体制の確保に関する計画の策定が義務付けられた。

ク 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の制定（平成18年6月15日公布、同年10月1日施行）

（ア） 目的

幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資する。

（イ） 背景

平成15年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討事項とされ、翌年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において平成17年度にモデル実施し、平成18年度から本格実施することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設（認定子ども園）」を制度化するものである。

(ウ) 主な内容

- ① 保育に欠ける子どもも、欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に提供する機能
- ② すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子が集える場等を提供するなど地域における子育て支援を行う機能

を備える施設について、その運営基準等を定めた都道府県の条例に基づき、知事から「認定子ども園」としての認定を受けることができるものである。

認定を受ける施設としては、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型施設を対象としており、幼稚園や保育所等がその法的位置付けを保持したまま認定を受ける仕組みとしている。(法律の要約は資料4を参照)

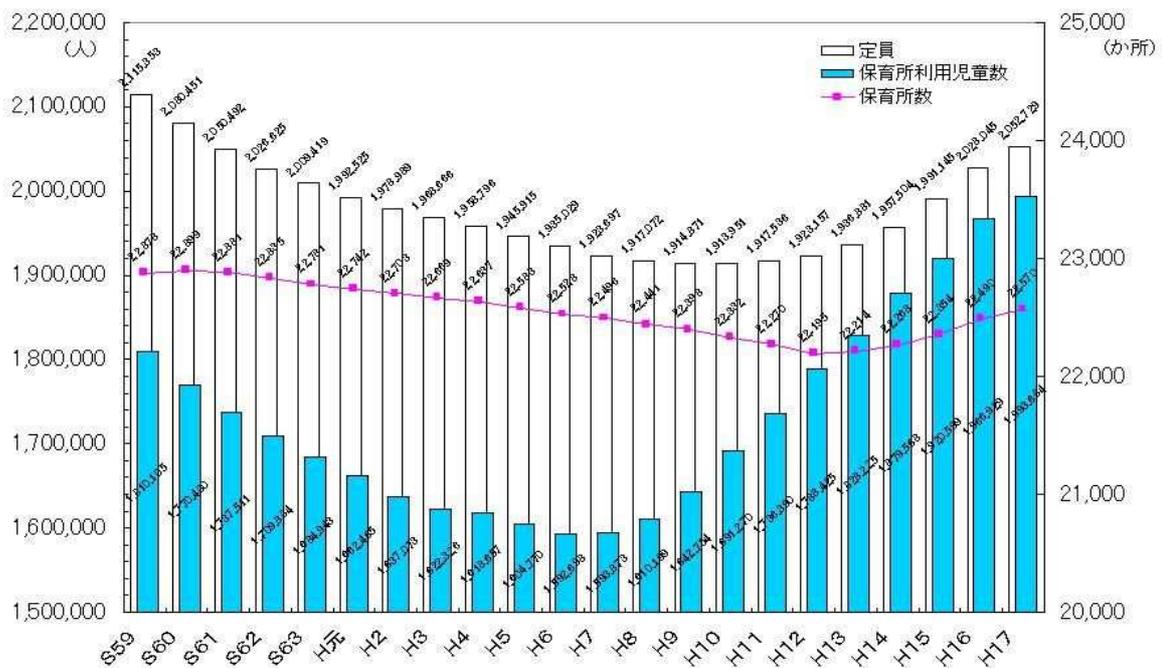
(4) 保育行政・保育所入所状況について

社会形態が、画一的・固定的なものから、多様性・流動性のあるものへと移行しているなかで、男女共同参画も進んでおり、職場においては、女性の就業率が上昇し、勤務形態の弾力化も進みつつあるなど、子どもを産み育てる環境に大きな変化が生じている。

これらの変化も相まって少子化が進んでいるにもかかわらず、全国的にも保育所利用児童数が増加する現象が生じている。(グラフ②参照)

また、全国の保育所数は、平成17年度には、公立保育所は約270か所減少したが、一方、私立保育所は約350か所増加しており、保育所民営化の流れがうかがえる。(表③参照)

グラフ② (厚生労働省 保育所の状況 (平成17年4月1日) <保育所利用児童数等の状況>から)



表③ 保育所の定員・利用児童数等の状況（平成17年（ ）内は対前年比増減）

		保育所数(所)		定員(人)		利用児童数(人)	
平成16年		22,490		2,028,045		1,966,929	
平成17年		22,570	(+80)	2,052,729	(+24,684)	1,993,684	(+26,755)
	うち公立	12,090	(-266)	1,087,919	(-12,264)	987,865	(-14,176)
	うち私立	10,480	(+346)	964,810	(+36,948)	1,005,819	(+40,931)

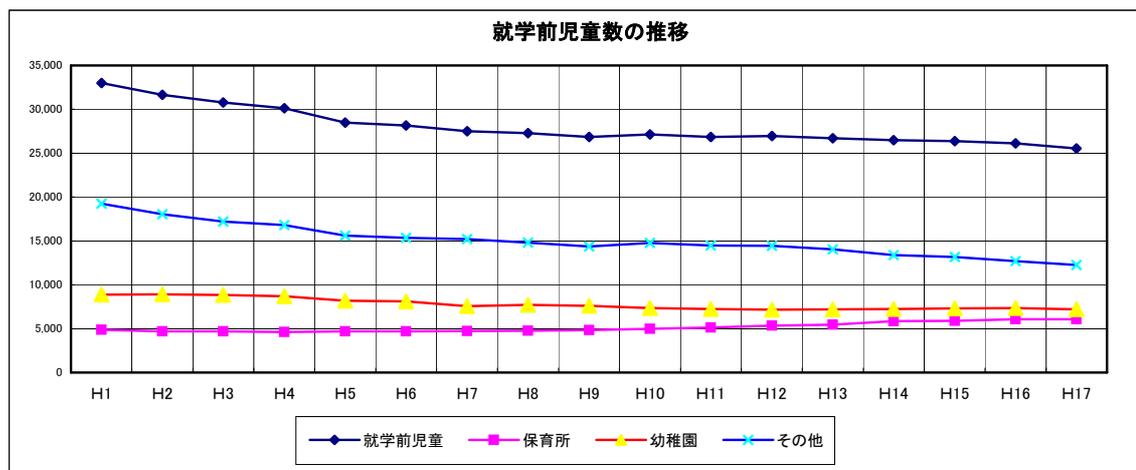
2 本市の保育の現状と課題

これまで記した、社会背景や国等の施策の動向を踏まえ、本市の保育の現状とその課題について検証を行っていく。

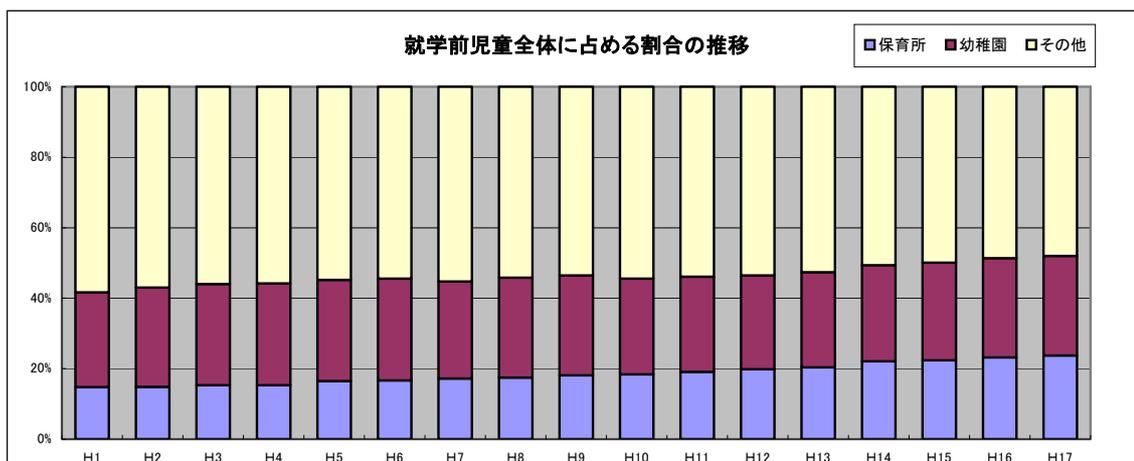
(1) 就学前児童数の推移と保育需要等

平成元年度から平成17年度（各年度5月1日現在）までの、本市の就学前児童数（0歳～5歳）の推移は、グラフ③のとおりである。就学前児童数全体としては、少子化の影響もあり減少傾向にあるが、保育所入所の子どもの数は、逆に増加傾向を示している。

グラフ③



グラフ④



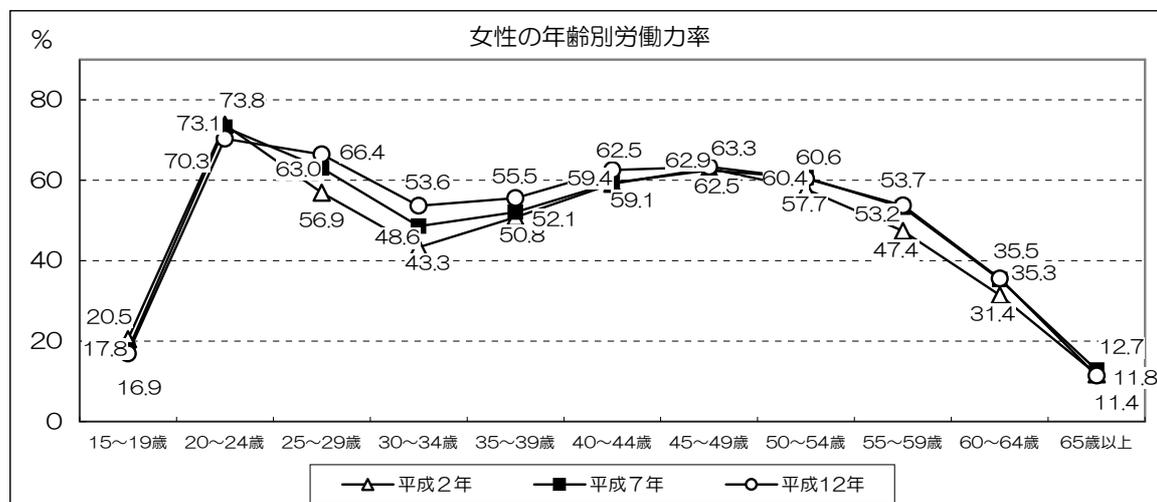
また、就学前児童数全体に占める割合については、幼稚園に入園している子どもでは大きな変動は見られないが、保育所に入所している子どもの占める割合については、平成元年度以降、年々大きくなっている。(グラフ④参照)

本市において保育所に入所している子どもの数が増加している主な要因としては、待機児童(注*4)を解消するため、保育所の新設、分園の設置及び既設保育所の定員増などを行ったことにより保育所定員数全体が増えたこと、並びに定員の弾力化が認められたことの2つが挙げられる。(詳細は資料5を参照)

保育需要増加の一つの要因として、女性の社会参加が言われている。国勢調査における本市の女性の労働力率はグラフ⑤のとおりである。本市においても、全国的な傾向と同様、特に出産・子育て期(25歳～34歳)に労働力率が下がり、その後、一旦上昇し50歳からは再び下降傾向を示す、いわゆるM字カーブを描いているが、平成12年時点においても、その10年前と比べ、労働力率が上昇しており、社会参加が進んでいることがうかがえる。

また、この年齢層には、子育て中などのため働いていないが、働ける環境や状況になれば働きたいという潜在的労働力も存在しており、その中には、子どもが保育所に入所できれば働きたいと考える女性も含まれている。(総務省統計局「労働力調査」(平成16年)全国の女性の労働力率等については資料6を参照)

グラフ⑤



仕事と育児の両立支援の観点からも、こうした保育需要の増加の傾向を勘案すれば、今後も、

保育に欠ける子どもに対しては、保育需要を把握するなかで、その需要に応じたサービスの充実を行っていくことが課題となる。

(注*4) 待機児童の定義については、平成14年1月、厚生労働省により、新たに考え方が示されている。「待機児童とは、一義的に保育に欠けるとして保育所入所申込みをしたが、入所要件が整って市町において申込みを受理しているにもかかわらず、事情により入所できない者をいう。ただし次の者を除く。①第1希望保育所だけに固執し、他の斡旋に応じない者。②市町の単独施策等により適切な保護を受けている者、③求職活動が具体的に確認されず、また入所後、求職活動中の状態が永続することが想定できる者」

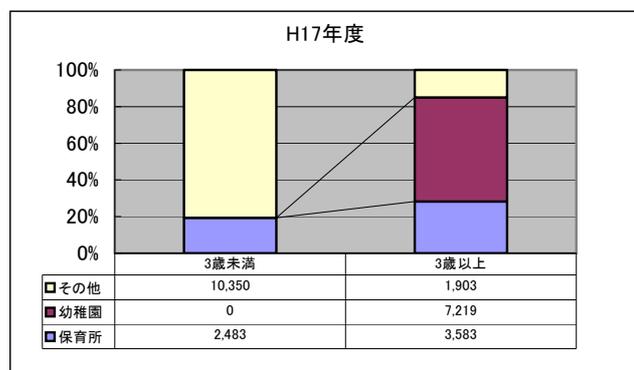
(2) 就学前の年齢別子育て家庭の状況と在宅の子ども

就学前児童数全体の減少傾向があるなかで、幼稚園、保育所に通う子どもの率が増えたことが影響し、逆に、これら以外のその他の子どもの率は年々減少している。(グラフ④参照)

平成17年5月1日現在の就学前児童の年齢別子育て状況は、グラフ⑥、表④のとおりである。(過去5年間については資料7を参照)

3歳児から、幼稚園への入園が始まることから、3歳児以上では、ほとんどの子どもが幼稚園または保育所に通っている。一方で、一般的に育児負担が大きいと言われる0～2歳の子どもについては、保育所で保育を受ける子どもは少なく、在宅の子どもが約80%となっており、3歳を境として子育て状況は二極化している。

グラフ⑥



表④

		保育所	幼稚園	その他
3歳未満	人数	2,483	0	10,350
	構成比	19.3%	0.0%	80.7%
3歳以上	人数	3,583	7,219	1,903
	構成比	28.2%	56.8%	15.0%

核家族化、近隣関係の希薄化などにより、保護者の育児負担は増加しており、一般的には専業主婦の方が負担感が大きいと言われている。こうした育児負担に伴う育児不安等が、引きこもり、ひいては、子どもへの虐待といった「子どもの育ち」にとって深刻な問題につながっていく可能性も指摘されている。

このような社会的背景を踏まえ、平成15年に児童福祉法が改正されたところであり、同法では、保育に欠ける・欠けないを問わず、すべての子どもとその家庭への支援を市町村の努力義務として定めており、市町村には、すべての子育て家庭への支援について積極的に取り組むための仕組みづくりが求められている。

本市においては、保育所をはじめとし、乳幼児の育児の専門機関において育児相談を行っているが、こうした既存資源等を更に活用することにより、在宅の子育て家庭を対象とした地域における子育て支援の仕組みづくりが課題となっている。

3 本市の公立保育所の現状と課題

(1) 特別保育事業等の取り組み

公立保育所、私立保育所ともに、0歳児保育をはじめとする多様な保育サービスの提供に取り組んでいるが、保育ニーズの多様化に応じた一時保育や休日保育などの保育サービスの提供は、主に私立保育所にその実施を委ねてきた。

これは、私立保育所が、その特徴である機動性と柔軟性をフルに活かし、保護者のニーズに適切に応えることができるためである。

これに対し、公立保育所では、特別保育事業等の実施においても、私立保育所に比べ運営経費が高く、いわゆる超過負担が多額に発生するため、結果として多様な保育サービス等の提供は主に私立保育所に委ねてきたものである。

平成9年の児童福祉法の改正において、保育所に対しては、通常業務に支障がない限りにおいて、保育に欠ける子ども以外の地域の子ども及びその家庭に相談・助言を行うことについて努力義務が課されている。

これを受け、平成10年度から、本市の公立保育所では、地域の子育て家庭に対する子育て支援事業として、育児相談、園庭開放、保育体験学習事業を全所で実施してきた。

保育所には、こうした在宅で子育てをする家庭への支援についての期待は高まっており、保育に欠ける子どもに保育を行いながら、地域の子育て支援事業をより一層充実していく必要がある。

(2) 運営経費

保育所の運営経費は、保護者が負担する保育料と国・県・市の負担金によってまかなわれている。

子ども1人を保育するのに必要な人件費等の経費、及び国・県・市の当該経費に対する負担割合並びにこれに係る保護者負担額は、すべて国（厚生労働省）が定める基準（以下、この項において「国基準」という。）に基づいている。そして、この運営経費を超える経費については、市の負担となる。

表⑤は、本市の保育所運営経費（平成16年度決算額）のうち、保護者が負担する保育料を除いた経費について、公・私別に表したものである。

表⑤ 保育所運営経費等の公・私別比較表（平成16年度決算額）

項目		公立	私立	計
保育所数（所）		34	46	80
延べ入所児童数（人）		31,552	44,093	75,645
総運営経費（千円）（保育料国基準徴収額除く）		3,748,668	3,418,766	7,167,434
内訳	国基準運営費（保育料国基準徴収額除く）	1,228,444	2,856,847	4,085,291
	補助金等収入	193,241	324,886	518,127
	市法定外負担	2,326,983	237,033	2,564,016
保育所1所あたりの経費（千円）		110,254	74,321	89,592
子ども1人あたりの経費（円）		118,809	77,535	94,750

この表によると、市独自に負担する経費（市法定外負担額）が依然として多く、特に、公立保育所の市法定外負担額（表⑤の網掛け部分）は約23億円に上っており、その縮減に努めていく必要がある。

また、市法定外負担額が生じる最たる要因は、子ども1人を保育するのに必要な経費（主に人件費）について、国基準が、本市の公立保育所の実態（公務員制度に基づく給与水準等）と比べて非常に低く設定されているため、このように大きな差が生じているものである。

これらは、勤続年数などにより生じる現象であるが、長年に渡り培ってきた育児に関する知識、経験、技術やノウハウを活用したサービスを提供していくことも必要である。

（3）職員配置基準及び保育士の年齢構成等

ア 職員の配置

保育所の職員配置については、児童福祉法に基づく配置基準（以下、この項において、「国基準」という。）があり、入所の子どもの数に応じた保育士の国基準が定められている。

その基準は、0歳児は子ども3人に1人以上、1・2歳児は6人に1人以上、3歳児は20人に1人以上、4・5歳児は30人に1人以上の保育士を配置することとされている。

更に、国は、延長保育の実施など多様化する保育ニーズに対応するため、人件費を含め、事業費として一定の実施条件に基づく補助金制度を創設してきた。

また、調理員については施設の定員に応じた基準が別に定められており、定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上は3人の配置とされている。

本市においては、従来から私立保育所は、国基準等を基本として保育士及び調理員の配置を行っている。公立保育所においても、国基準の職員配置としており、私立保育所とともに多様な保育ニーズに対応しているものの、乳児保育などの保育ニーズには充分に応えきれていない。

イ 保育士の年齢構成等

本市においては、人口の急増に伴い、昭和40～50年代にかけて保育所整備に力を注いだ。

こうした施設の急増は、当然に保育士の増を伴うこととなり、多数の保育士を採用したことによって、この時期に団塊を形成したが、その後、採用は抑制傾向となった。そして、近年、本市の財政状況が悪化するなか、平成8年度から、正規職員の保育士の新規採用は行われていない。

これらの結果、平成17年4月1日現在の公立保育所における正規職員の保育士の年齢構成は、保育士全体の約7割が46歳以上、平均年齢は約48歳であり、このまま推移すると、約10年後には、公立保育所の保育士は現在の概ね半分になり、平均年齢は約52歳となる。

また、こうした年齢構成は、定年退職等により2、3年後から職員数が急激に減少していくという課題を含んでいる。

（4）施設の老朽化と保育環境改善事業

現存する公立保育所の内訳は、鉄筋コンクリート造りの保育所が20か所、鉄骨造り（以下「プレハブ保育所」という。）は11か所である。

本市では現在、老朽化の著しいプレハブ保育所のうち建て替え等の諸条件が整った5か所について、平成16年度から4か年計画で、民間社会福祉法人主体による建替え等を進めるとともに移管を行う保育環境改善事業を実施しているが、この計画をすべて実施した後においても、老朽化したプレハブ保育所が9か所残ることとなる。

従って、これらのプレハブ保育所の建て替え等は、早急かつ計画的に進めていかなければならない重要な課題である。（詳細は資料8を参照）

4 公立保育所の主な特徴

公立保育所及び私立保育所は、共に、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、法に規定する施設基準を満たしており、また保育所で行われる保育内容についても、保育所保育指針に沿って実施されている。

ただし、公立保育所については、次のような特徴が挙げられる。

(1) サービスの提供に関する特徴

ア 公立保育所は、市が運営する公共施設としての性格から、どの保育所においても、市の保育行政の方向性に沿った保育水準を一定確保しており、かつ提供しているサービス内容は概ね均一なものとなっている。

イ 地域保健担当などとの情報の共有や、相互の連携及び協力がより容易であり、保育サービスの提供に加え、多様な情報の提供が迅速、的確に行うことができる。

(2) 職員（保育士）に関する特徴

公立保育所の保育士は、国家資格である保育士としての資格と公務員としての身分の2面性を有している。

ア 公務員の身分としての側面では、地方公務員法等に基づく60歳定年制度が確立しており、公立保育所の保育士には長年の実務経験に基づく豊富な知識や技術が備わっている。

イ 同法に基づく服従規律により、法的に職務専念義務、守秘義務等が課せられているなど、公務員としての身分保障があると同時に公務に対する責任を負っている。

ウ 保育所間では定期的な人事異動があり、これによって職場の活性化等が図られており、この結果として保育所間の保育の平準化にもつながっている。

(3) 職員（保育士等）の有効活用

改正児童福祉法に明記された「すべての子育て家庭を対象とした支援」を行政のみが実施するにはおのずと限界がある。そのため、今後の方向として「市民との協働による子育て支援」を根幹に据え、市全体としてきめ細かな事業を実施していくことがより効率的・効果的である。

長年、公立保育所という公の施設で培ってきた保育士の専門的な知識、経験、技術やノウハウは、市民の貴重な財産でもある。その他、専門職としては、栄養士、調理員が配置されており、市民と協働の子育て支援体制を構築していく過程において、積極的に、これらの貴重な財産の活用を図っていくこととする。

5 本市の公立保育所のあり方

夫婦共働きの一般化や女性の社会進出の増加、就労形態の多様化等、保育を取り巻く環境は、著しく変化し続けている。これらに伴い、保育所利用の一般化が進むとともに保護者の保育ニーズは、一層多様化してきている。

少子化社会対策基本法では、国及び地方公共団体は、特別保育事業の拡充その他の保育等に係る体

制の整備に必要な施策を講ずるとしており、少子化対策の視点からも、これまで以上に多様な保育サービスの提供が求められている。

一方、規制改革の流れのなかで、保育所においても、多様な設置主体の参入の促進が図られており、「少子化対策プラスワン」では、保育サービスの充実として、公設民営の促進、分園や設置主体の規制緩和等による保育所の整備等によって、保育所の受け入れ児童数を増やすとしている。

本市の公立保育所は、保育所保育指針及び本市独自の指針である「尼崎市の保育－人権を大切にする心を育てる保育実践をめざして－」に基づき、保育に欠ける子どもの保育を中心に、私立保育所と連携を図りながら一定の機能を果たすとともに、社会の変化に対応した保育サービスの提供、充実を図ってきたところである。

一方、平成5年4月の尼崎市行政改革審議会答申「新しい時代に対応した行政サービスのあり方について」に基づき、多様な保育ニーズへの対応及び運営の効率化を図るために、公立保育所の民間移管を平成10年度から5か年で10か所実施し、また、平成16年度から4か年計画で、保育環境の改善等を目的として、プレハブ保育所5か所の建て替え等を民間活力の導入を図る中で実施している。

公立保育所、私立保育所は、それぞれ特徴を有していることから、本市の保育行政のなかで、今後においても効果的な役割の分担と更に一層の連携を図ることが重要になってくる。

これら本市の公立保育所がこれまで置かれてきた状況や経緯、並びに現状と課題を踏まえ、その特徴を活かした公立保育所の今後のあり方については、以下のとおりである。

(1) 公立保育所が今後果たすべき役割

私立保育所が、運営経費面、あるいは機動性や柔軟性から多様な保育サービスへの提供が容易である面から考えれば、公立保育所を廃止し、その保育需要については私立保育所が応じるということが効率的である。

しかし、本市が行政としての基本的責任を果たしていく視点からは、将来にわたって、私立保育所では担うことが期待しにくい領域について一定の役割を果たさなければならない。

そのため、公立保育所を必要数残すこととし、今後は、主に次に述べるような領域について、その役割を果たしていく。

ア 保育に欠ける子どもの受け入れを保障する役割

近年、保育所においても、子どもの育ちに問題のある家庭が増加傾向にあるなか、こうした家庭には適切に対応することが求められており、また、今後、直接入所契約などの導入も具体化に向けて動きだしているなかでは、保育に欠ける子どもがいる保護者が保育所を利用するにあたり、定員充足などによる施設側の正当な理由によって契約が不成立になり、入所できないといった事態も想定される。

行政としては、こうした子どもについては、可能な限り入所できる体制を整えていく。

一方では、女性の社会進出の増加や就労形態の多様化等を踏まえ、例えば休日保育や長時間延長保育などニーズとしては少ないものの現に困っている保護者がいる、しかし採算性の観点等から民間では実施が難しいといった保育サービスの実施を検討していく。

イ 市の保育水準の維持向上を示す役割

本市では、既に私立保育所の数が公立保育所を上回り、本市の保育行政における私立保育所の役割は高まってきている。また、今後もNPO法人等による保育関連サービスの提供など、保育、

子育て支援分野の主体の多様化も予測される。

このような中で、公立保育所は保育水準の向上を図るため、毎年、所長・保育士・栄養士・調理員などで構成する人権保育推進検討会や保育内容研究会、障害児保育推進委員会、給食委員会などの各種研究会を設置し、その研究成果を発表するなど日々研鑽・改善に努めており、公立保育所全体の保育水準の向上につなげている。

このように、公立保育所は市の保育行政の方向性に沿った保育水準を確保しながら保育を実践する中で、日々その向上を図っており、確保されるべき保育水準を示す役割を果たしてきた。

今後は、市全体の保育水準の向上につなげるためにも、こうした研鑽・改善の各種研究会や子どもの育ちに問題のある家庭への対応などについて、同一地域内の私立保育所と合同研修を行うなど相互に連携・向上が図れるようなシステムを確立していく。

ウ 地域における子育て支援事業の協力・連携機関としての役割

地域には保育所をはじめ、幼稚園、地域保健担当、学校、地区会館、公民館などの施設や機関で子育て支援に関する様々な事業が展開されている。これら支援事業の推進にあたって、公立保育所がもつ技術やノウハウを提供し、協力・連携していくことにより、より効果的に事業を推進することができる。

今後は、長年に渡って培ってきた公立保育所が持つ子育てノウハウを積極的に提供することにより、子育て支援の充実を図る役割を果たしていく。

(2) 公立保育所の役割を果たすために必要な体制等

(1) で示した公立保育所の役割を果たすためには、事業を実施するための体制等の確立が不可欠である。

ア 在宅子育て支援に供する施設の整備

現在の施設では、基本的には保育に欠ける子どもを保育するための保育室その他の設備しか確保されていないため、保育所内で、地域の子育て家庭を対象とした子育て支援事業を実施するにあたっては不十分であり、屋内スペースの確保が不可欠である。

例えば、保護者が育児相談をするにあたり、現状ではプライバシーの観点から、相談しやすい環境としては不十分であり、育児相談室の設置などの施設整備を図っていく。

施設整備にあたっては、現存する公立保育所を改築するか、あるいは建て替え等の時期に併せて整備することとする。

イ 保育士の年齢構成の適正化

公立保育所が、前述した役割を将来にわたって果たしていくにあたっては、これまで蓄積してきた保育の実践ノウハウを、確実に継承していくため、計画的に、将来の組織維持を念頭に置いた年齢構成の適正化を図っていく。

なお、新規採用にあたっては、事業を安定的に継続していく視点から、特定の年齢層で団塊を形成することがないように配慮する。その上で今後、求められる子育て支援にも対応できるよう、資質の高い保育士の育成を図っていく。

6 本市の公立保育所の適正規模

(1) 公立保育所の適正規模

平成5年4月の尼崎市行政改革審議会答申「新しい時代に対応した行政サービスのあり方について」に示された本市の保育サービスの提供に関する考え方では、限られた職員数と財源のもとで、今後とも多様化する保育ニーズに対応していくための改善策として、次の2点を挙げている。

- ① 措置児童数※の確保が見込まれない公立保育所にあつては統廃合する。(※印は答申原文どおり)
- ② 社会福祉法人等、民間の経営主体の活力の活用により事業目的を達成する。(公設民営方式)
また、この答申の中では、民間移管に関し、次のようなことが主に述べられている。
- ① 行政の基本的責務として残しておくべき公立保育所を除いて、保育事業を社会福祉法人等の民間に移管すべきである。
- ② 民間への移管については、行政の基本的責務を否定するものではなく、むしろ市民が行政に期待せざるを得ない分野に行政の役割を集中化、重点化していくものである。
- ③ 民間への移管により生じる余剰人員や財源を、民間では期待できないような障害児保育の充実やマンパワーを要する新たな行政需要に振り向けていくことも一つの手法である。

本市では、こうした考え方を基本として、公立保育所の民間への移管を進め、多様化する保育ニーズに適切に対応するとともにより効率的な保育所運営を行うことができるよう努力しているところである。

本市が行政の基本的責任を果たすにあたっては、時代の変化やこれに伴う社会的要請とともに、公立保育所に求められる役割も大きく変化してきているなかで、公立保育所の必要数については、一定の整理が必要な時期に来ている。

保育サービスの提供については、基本的には効率的な運営ができる私立保育所が担うことが望ましい。しかし、行政の基本的責任を果たしていくためには、「5 公立保育所のあり方」で示したような公立保育所に求めざるを得ないものについては、その役割を果たすために責任をもって対応できる保育所の必要数及び体制等を確保しなければならない。

現存する公立保育所の中から、必要となる保育所を選定する考え方は次のとおりである。

ア 選定の考え方

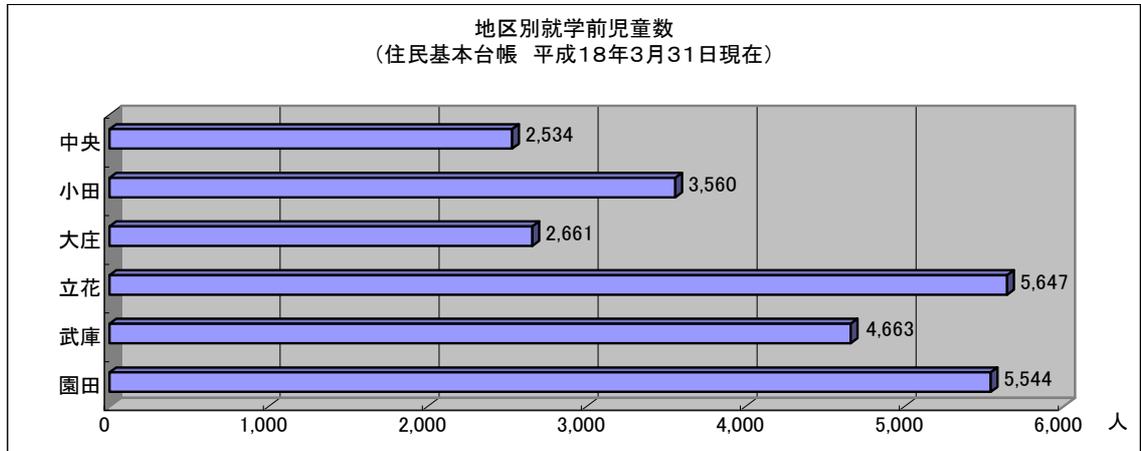
(ア) 選定にあたっての3つの視点

① 子どもの数の視点

保育所が、保育に欠ける子どもの保育を行うにおいても、地域における子育て支援の協力・連携機関となるにおいても、地域の子どもの数をどの程度カバーできるのかが基本であり、重要な視点でもある。

市域の地区別の子どもの分布については、グラフ⑧のとおりであり、本市の北部の子どもの数は、南部の概ね2倍であることから、必要となる保育所がカバーできる子どもの数もこの比率を勘案することが妥当である。(詳細は資料9参照)

グラフ⑧



② 利用者の生活圏の視点

一方、保育所を利用する保護者の立場からは、市域内で概ね等しく利用できるように、市域にできるだけ万遍なく配置されていることが必要である。

さらに、生活圏の考え方には、鉄道や主要幹線道路等で分けられているといった要素が市民生活の利便性に最も影響を与えており、こうした利用者の生活圏の考え方も考慮しつつ、保育所の選定を行うことも重要になる。

また、保育所利用にあたっては、距離的な要素も重要であり、気軽で一般的な交通手段である自転車で概ね10分程度の距離（2,100m～2,500m）までが一定の目安と考えられる。

③ 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点

5（1）のウで述べたように、地域には各種の施設や機関で子育て支援に関する様々な事業が展開されており、これら支援事業の推進にあたって、公立保育所がもつ技術やノウハウを提供し、協力・連携していくといった地域の多様な施設や機関等との協力・連携体制を念頭に置く必要がある。

（イ）まとめ

必要となる公立保育所を選定するにあたっては、保育を行うとともに多様な機関との連携等を前提としたうえで、生活圏も一定考慮した位置にある保育所を選定する。

また、対象となる子どもの数が基本になることから、市域の南部と北部では概ね1：2の割合とする。

イ 適正規模

公立保育所の適正規模を判断するにあたっては、公私の役割分担を念頭に置きながら、公立保育所が今後果たすべき役割や前述した選定の考え方及び市域にできるだけ万遍なく配置するという考え方を基本として総合的に判断することとする。

以上のことから、効率的・効果的に保育サービスを提供するにあたり必要となる公立保育所については、利用者の生活圏の視点から市域を JR 東海道線と県道の道意線及び玉江橋線で区分した6つのエリアを基本に置き、これに子どもの数の視点を加味して判断した結果、市域に9か所の公立

保育所を万遍なく配置することとする。この規模をもって現時点での公立保育所の適正規模とする。

なお、現存する公立保育所のうち現時点で必要と考える9か所の保育所は、下記表⑦のとおりである。

表⑦ 現時点で必要と考える公立保育所

市域南部	北難波、杭瀬、大庄
市域北部	塚口、大西、武庫東、武庫南、次屋、園田

※上記表に掲げる保育所の体制に至るまでの期間は、構築に係る条件が整うことが前提のため、未定である。

このほかの公立保育所については、鉄筋コンクリート造りの保育所及びプレハブ保育所の個々の実情に応じた手法を用いて民間移管を実施し、公立保育所全体の構築を行うものとする。

なお、市域における子どもの分布及び表⑦に掲げる保育所の位置は、[資料10](#)のとおりである。

(2) 公立保育所の構築に向けて

これまで述べてきた内容の具体化を前提としたうえで、(1)イの適正規模に至るまでの間においても、公立保育所としての役割を果たせるよう、「5 本市の公立保育所のあり方」において、公立保育所の役割を果たすために必要な体制等として示した内容を着実に実施することとし、これと併せて、年次的、計画的に民間移管を進めるといった公立保育所全体の構築を実施していく。

このため、別途、3～4年を1サイクルとする構築に係る短期計画を策定し、推進していくことにより適正規模に到達させるものとする。

第4次 保育環境改善及び民間移管計画

1 事業の目的

近年、急速な少子高齢化が進むなかで、女性の就労人口の増加や就労形態の多様化など、社会経済情勢の変化が著しい状況であり、その影響を受け、保育ニーズの多様化や保育需要が高まっている状況である。

本市においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、平成27年4月から実施している子ども・子育て支援新制度の内容を踏まえながら、今後は多様化する保育ニーズや高まる保育需要に的確に対応していく必要があるため、保育の運営主体については、公立保育所だけでなく法人保育園や認定こども園など、多様な主体が各々の役割のもとで保育を担っていくことが重要になるものと考えられる。また、昭和40年代から50年代にかけて集中して整備されてきた保育施設の老朽化が進んでいることや、北部地域を中心に待機児童が発生していることなど、本市に求められる喫緊の課題も取り組んでいく必要がある。

こうしたことを踏まえ、引き続き、平成19年9月に公立保育所の適正規模などを定めた、「公立保育所の今後の基本的方向」に沿って、多様化する保育ニーズへの適切な対応や老朽化した保育施設の環境改善、待機児童の解消等を適切に進め、より効率的な保育所運営を行うことを目的に、公立保育所の民間移管（以下「移管」という。）を計画的に推進する。

なお、今後とも計画的な移管を進めていくなかで、その財政効果については保育の充実に寄与するよう積極的な活用を目指していく。

2 事業の概要

公立保育所の民間移管を進めるにあたっては、保護者の理解と不安解消に努めることが重要であり、引き続き、これまで同様に慎重かつ丁寧な移管手続きを進めていく必要があるため、過去の移管手法や実績とともに、直近における第3次の民間移管計画の実施内容である移管に伴う児童の影響に配慮した引継ぎ・共同保育や移管後のアフターフォローとしての前所長の訪問等の評価・分析を行うなど、「公立保育所民間移管の取り組みの検証」を行ったところである。

これらの検証に加えて、喫緊の課題である老朽化が進んでいる保育施設への対応や北部地域を中心とした保育需要への対応を図る必要があるため、平成31年度から移管を順次行っていく。

そのため、移管方法については、移管後の事業主体によるプレハブ保育所などの建替えを基本に据え、現保育施設等の無償譲渡による移管も行う。

また、用地確保の状況等に応じて、移管年度（予定）を変更する可能性があることから、条件が整った保育所から移管手続きを進めていく。

なお、本事業に係る貸付用地に関しては、当面、無償貸与とし、一定期間経過後は、有償化する方向で検討中である。

(1) 移管対象保育所等

市が現保育施設等は無償譲渡又は市が指定する用地に社会福祉法人が保育所を建替えし
たうえて、当該保育所の保育事業を引継いで運営する。

対象 保育所	移管年度 (予定)	移管方法	定員数 (予定)	施設の状況	
				建築年	構造
塚口北 保育所	平成 31年度	現保育施設等は無償譲渡す る。	60人 (20人の増)	昭和 61年	鉄筋 コンクリート
富松 保育所	平成 32年度	富松幼稚園の跡地（富松町 3-35-13）に建替える。	120人 (20人の増)	昭和 46年	プレハブ
神崎 保育所	平成 33年度	現地の園庭部分に建替える。	90人 (10人の増)	昭和 57年	鉄筋 コンクリート
元浜 保育所	平成 34年度	現地で建替える。 その間、近隣の公共用地に仮 移転する。	45人 (15人の減)	昭和 43年	プレハブ
七松 保育所	平成 35年度	現地で建替える。 その間、近隣の公共用地に仮 移転する。	80人 (20人の増)	昭和 44年	プレハブ
南武庫之荘 保育所	平成 36年度	現地の園庭部分に建替える。	135人 (5人の増)	昭和 47年	鉄筋 コンクリート

(2) 移管後の事業主体

公共性の高い社会福祉法人を基本とする。

但し、社会情勢や他都市の動向等も勘案するなかで、公立保育所の保育を安定して継承
することができる他の事業主体の可能性についても検討を行う。

(3) 定員増の対応

待機児童の解消に向けて、計60人の定員増（予定）を図る。

(4) 多様な保育ニーズへの対応

0歳児保育、延長保育、障害児保育、地域の子育て支援事業（園庭開放、保育体験学習
及び子育て相談）に取り組む。

なお、一時預かり事業は可能な限り実施する。

(5) 移管の実施基準

移管の取り組みの検証を踏まえて、保護者代表も参画した移管法人選定委員会の設置、
三者協議会の設置、移管に伴う児童の影響に配慮した引継ぎ・共同保育や移管後のアフタ
ーフォローとしての前所長の訪問等を内容として平成19年9月に策定した、「公立保育所
の移管の実施基準」については、基本的にこれまでどおりとする。

以上

多様化する保育ニーズ及び環境改善、高まる保育需要への対応の方向性

尼崎市内の保育施設
107(H28.4)

今後の対応の方向性

移管対象保育所
12

第4次保育環境改善及び
民間移管計画に基づく民間移管

残る公立保育所
9

増改築(※)等の推進

私立保育園
59

新設や増改築(※)等の支援

認定こども園
11

幼稚園・保育所からの
移行への対応

地域型保育事業
16

新たな事業者の参入を促進

待機児童対策
(H28.4 47人の待機児童)

保育需要の高い北部地域や駅前を中心に定員増を図り、待機児童解消に努める

保育施設の
老朽化対応

施設の老朽化が進む保育施設の環境改善を図り、安全・安心で質の高い保育を提供する

※増改築→定員増を伴う改築